

建設機械と即時取得

1 考察

建設土木作業に用いられる建機・重機(以下「建設機械」という。)には比較的高額のものが多い。資金繰りに窮した建設機械の使用者が、リース物件や所有権が留保された物件であるにもかかわらず、資金を得るために、事情を秘匿して建設機械を第三者に売却することがある。このような場合に、真の所有者から返還を請求された当該第三者が、建設機械の即時取得を主張して争う事案が見受けられる。

即時取得が認められるためには、平穏、かつ公然と、取引行為によって占有を始めるに加えて、前主の無権限につき善意・無過失であることが必要であるところ(民法192条)、建設機械の即時取得が主張される事案では、過失の有無が争点となることが多い。

今回ご紹介する仙台高裁R2.8.6判決(金融商事判例1607号51頁。以下「本判決」という。)も、建設機械であるクラッシャー、ショベルに対する即時取得の成否に関し、過失の有無が争点となった事案である。詳細は本文2項乃至4項に記載したとおりである。

本判決の原審である福島地裁いわき支部R2.1.10判決(金融商事判例1607号56頁)は、建設機械の取引であることをもって、譲受人において、通常の動産取引とは異なる注意義務や調査義務を負うと解することはできないとして、本件各物件にはその所有権が留保されていることを示すペイントやプレート等ではなく、その外観から占有者以外の者が所有していることを認識することはできないこと等から、占有者の権限を疑うべき状況にあったとは言えず、占有者の権限を信じたことについて過失は認められないとして即時取得を認めた。

これに対し控訴審である本判決は、建設機械は、その価格が高額であって、その売買は所有権留保の割賦販売の方法

若杉 洋一
Yoichi Wakasugi

PROFILEはこちら



によることが取引の通例であるため、占有者が当該機械の所有権を確定的に取得していないことが多く、日常的に建設機械を取り扱う建設業者は、所有権取得の経緯や割賦販売である場合にはその債務が完済されているか否か等を確認するなどの調査確認義務を負うところ、本件取引は、リースや割賦販売によることが大半であるとされる中にあってほぼ新品に近い建設機械2台を1億円近い代金を支払って購入するという異例なものである上、不自然かつ不合理な点が多く、譲受人は、占有者が権限を有しないことを知っていたか、これを有すると信じたことについて重大な過失があったというほかなく、即時取得する余地はないと判断した。

他の裁判例についてみると、建設機械の即時取得が争点となつた判決で、ここ5年以内に言い渡されたものが4件見つかった。各判決の概要は本文5項記載のとおりであり、いずれも、前主に権限ありと信じるについて過失があるとして即時取得を認めていない。

いずれの事案も、古物商や車両・建設機械の売買等を業とする者が即時取得を主張したものであるところ、建設機械の取引にはリースや割賦販売が多く、割賦販売の場合には代金完済まで売主に所有権が留保されていることが多いこと、また、建設機械の売買等を業とする者はそのことを認識していると認定されている。

そして、製造からの経過期間が比較的浅いこと、又は建設機械の製造番号プレート付近等に所有者を記載したシールが貼られている若しくはシールが貼られていた跡があること等から、前主が当該建設機械の所有権を有していないことを疑うべきであったと判断されている。

本判決も、高額の建設機械の取引には割賦販売が通例で、占有者が所有権を確定的に取得していないことが多いこと、

建設機械はいずれも代金4000万円を超える高額な物件であり、かつ製造から2年半又は数か月しかたっていないことから、建設機械の占有者が所有権を確定的に取得していないことが多いことを認識している建設業者である譲受人は、割賦販売で代金は完済されておらず所有権が留保されている可能性が高いことを疑って調査確認すべきであったと判断した。本判決は、この点において近時の裁判例と同じ枠組みの判断をしている。

但し、本判決は単に譲受人に過失ありとは判断していない。もともと型番・シリアル番号まで特定した建設機械の売買契約を締結したのに、都合によりそれらを引き渡すことができなくなつたという売主(占有者)からの申入れであるにもかかわらず、譲受人は、売買の目的物を本件各物件に差し替えることを了承し、契約書を取り交わすこともなく、占有者から自らが建設機械の所有者であることを誓約する書面が交付される前に代金を支払っている点において、本件取引は不自然かつ不合理であるとして、(それでも占有者の権限を調査しなかつた)譲受人には、占有者の無権限につき悪意又は善意重過失であると踏み込んだ判断をしている。

建設機械については、一般社団法人日本建設機械工業会(平成2年4月に社団法人日本産業機械工業会から分離)が統一譲渡証明書制度¹を設けている。これは、本判決にも触れられているように、建設機械の商取引には所有権留保特約付きのものが多いので、建設機械の不正転売等を防止する必要に迫られて創設されたものである。この制度が1971年(昭和46年)に創設されたものであることからすると、建設機械の取引にはリースや割賦販売が多く、割賦販売の場合には代金完済まで売主に所有権が留保されていることが多いという事態はずいぶん昔から存在したものと思われる。

古い裁判例の中には、建設機械に担保を設定し又は融資のために買い受ける金融業者は、当該機械が、新品又は製造

から2~3年以内の場合、割賦期間が長期にわたることが予想される1000万円を超えるような高価品の場合等、割賦金の支払いを完了していないことが予想される場合には前主に所有権留保の義務が課されるが、それ以外の場合にまで常に調査義務を負わせるのは酷であるとして、過失を否定し、即時取得を認めたものがある(福岡高裁昭和59年3月21日判決・判例タイムス527号111頁)。この裁判例は即時取得を認めたが、あてはめが異なるだけであり、建設機械の取引にかかる特殊性の理解としては本判決と同様と思われる。

なお、原審が本判決と結論を異にしたのは、判決文から明らかのように、建設機械の取引にかかる特殊性が認定されず、民法188条の推定を覆すような経験則が認められなかつたことが理由である。

2 事案の概要

(1) 当事者

控訴人(原告X)は、土木建設機械等の売買等を営む株式会社

被控訴人(被告Y1)は、とび、土工業等を営む株式会社

被控訴人(被告Y2)は、解体工事業等を営む株式会社

(2) 請求

Xは、クラッシャー及びショベルの所有者として、クラッシャーを占有するY1に対しその引渡と賃料相当損害金を、ショベルを占有するY2に対しその引渡と賃料相当損害金を請求した。

(3) 事実

- ① H27.6.16、Xは、Aに対し、ショベルを、割賦で売却し所有権を留保して引き渡した。
- ② H29.7.25、Xは、Aの関連会社であるaに対し、クラッシャーを、割賦で売却し所有権を留保して引き渡した。

1:統一譲渡証明書については <http://www.cema.or.jp/general/manual/toitujyoto.html> を参照のこと

- ③ H29.10.13、Y1は、Aとの間で、ジョークラッシャー1台4000万円、ショベル2台4900万円、ショベルアタッチメント750万円でAから購入する契約を締結した。
- ④ その後、AはY1に対し、上記売買契約の目的たる重機を、都合により引き渡すことができなくなったので、同種の重機を引き渡す内容に変更してほしいと申し入れた。Y1は年明けから予定されているY2の解体工事に支障が出るのでを避けるため、これに応じた。AとY1は、売買の目的物を、本件クラッシャー1台と本件ショベル1台とに変更し、残るショベル1台は追って定める別のものを引き渡すことに合意した。
- ⑤ H29.11.27、a社はクラッシャーの分割金の、A社はショベルの分割金の支払いを怠った。
- ⑥ H29.11.30付けでY1の代表者個人がA名義の預金口座に8000万円を送金した。
- ⑦ H29.12.12、AはY1に対し、クラッシャーとショベルについて、譲渡証明書兼誓約書(H29.12.12に譲渡された本件各物件が、盗品・リース物件・所有権留保物件その他の理由により、第三者に所有権・担保権・債権の無いことをAにおいて十分に調査・確認した上で、譲渡するものとする内容)を交付した。
- ⑧ H29.12下旬、AからY1に対し、クラッシャー、ショベル、ショベルアタッチメントが引き渡された。Y1はクラッシャーを自ら占有し使用し、ショベルをY2に貸貸し引き渡した。
- ⑨ H29.12.26、Aは民事再生を申し立てた。

3 原審(福島地裁いわき支部R2.1.10判決・金融商事判例1607号56頁)

占有者とその処分権限を有する者が一致しない例があるとしても、こうした例が建設機械全体に対してどの程度存するかは明らかではなく、通常の動産取引の場合と質的に異なるといえるほどの経験則までは認めがたい。

統一譲渡証明書が、建設機械の取引において、占有に代わ

るような公示機能を持つに至っているとまでは認めがたく、建設機械の譲受人において、当然に統一譲渡証明書の確認をすべき義務があるとはいえない。

そうすると、建設機械の取引であることをもって、直ちに譲受人において、通常の動産取引とは異なる注意義務や調査義務を負うと解することはできない。

①本件各物件にはその所有権が留保されていることを示すペイントやプレート等ではなく、その外観から占有者以外の者が所有していることを認識することはできないこと、②Y1は、本件各物件を譲り受けるに当たって、A自身が作成したものではあるものの、第三者に所有権等がないことを調査・確認したことなどを誓約する旨の重機譲渡証明書兼誓約書の交付を受けていること、③Y1が従前のAとの取引において、目的物の帰属や権限をめぐり紛争となったという事情は認められないこと、④Y1とAとが、一般的な取引先という関係を超えて、その内部事情等を知り得るような特別な関係にあったといえる事情も見受けられることを考慮すると、Y1においてその取引につきAが処分権限を有することを疑うべき状況にあったとはいせず、Y1が本件各物件の所有者をAと信じたことについて過失があつたとは認められない。

4 本判決(仙台高裁R2.8.6判決・金融商事判例1607号51頁)

(1) 建設機械は、その価格が高額であって、その売買は所有権留保の割賦販売の方法によることが取引の通例であるため、占有者が当該機械の所有権を確定的に取得していないことが多いが、建設機械は誰もが自由に買受けしようとするものではなく、これを入手しようとする者は転売目的の販売業者・ブローカー・自己使用目的の建設業者・担保目的の古物商・質商・金融業者などがその主なものである。これらの者は専門業者として、建設機械の売買は所有権留保の割賦販売方式によるのが通例であることを当然了知しているといえるから、これらの者が製造業者や

指定販売会社以外の者から建設機械を買い受けるにあたっては、当該機械の売主がその所有者であるか否かについて調査確認をなすべき義務を負うというべきである。

このことは、社団法人日本産業機械工業会加盟の建設機械メーカー各社が、建設機械の商取引は、長期にわたる割賦販売が多く、かつ代金完済時まで、その機械の所有権を売主に留保する所有権留保の契約の取引が多いという建設機械取引の実情を踏まえて、建設機械の所有者が第三者の所有権の所在を示し、不正転売等を防止する必要に迫られ、統一譲渡証明書制度を創設して今日に至っていることなどからしても明らかというべきである。

Y1は、日常的に建設機械を取り扱う建設業者であるから、Aから本件各物件の譲渡を受けるに当たり、別紙の写真のとおりの重機であり、見るからに高価な建設機械である本件各物件について、Aの所有権取得の経緯や割賦販売である場合にはその債務が完済されているか否かについて、割賦販売契約書、代金領収書等の裏付け資料の有無、その内容を自ら調査するほか、統一譲渡証明書の発行の有無についても確認し、Aの前主である(略)Xに対してAの残債の有無を確認するなどの調査確認義務があるのは、取引社会の常識に照らして明白と言るべきである。

(2) Y1がAから買入れをしようとした中古の建設機械は、型番のみならず、シリアル番号まで記載されており、目的物が具体的に特定されている。にもかかわらず、ショベル用アタッチメント以外の3台もの建設機械が都合により引き渡すことができなくなったというのは極めて不自然である。

Y1は同種の建設機械であれば不都合は生じないと主張するが、製造業者が異なり、その性能や機能に違いがあり、5000万円を超える建設機械を購入するというのに、

そうした点に配慮しないまま購入対象となる建設機械の変更に応じるとは考え難い。

新たな見積書も発行されず、売買契約書等も取り交されないまま(その結果、本件各物件の引渡時期も、売買代金の支払いの時期や方法等も判然としない。)、当初購入予定の建設機械のうち3台を引渡しが不能になったという取引上の信用が疑われるAから1億円近い建設機械を買うといったハイリスクの取引をするといったことは考えられない。

Y1は、Aに代金を支払った証拠として、H29.11.30付でY1の代表者個人がA名義の預金口座に8000万円を送金した旨の振込受付書等を提出する。しかし、本件各物件の引渡も受けておらず、しかも、Y1がAを信用した基礎の一つとする重機譲渡証明書兼誓約書も受領しないうちに、当初予定されていた建設機械を引き渡すことができなくなったというAに8000万円もの代金を振り込んで支払うとは到底考えられない。

Y1が主張するAとの取引は、建設機械についてはリースや割賦販売によることが大半であるとされる中にあってほぼ新品に近い建設機械2台を1億円近い代金を支払って購入するという異例なものである上、取引の経緯についても、上記のとおり、不自然かつ不合理な点が多く、Y1が取引行為により本件各物件の引渡しを受けたとは思われず、Y1は、Aが本件各物件の譲渡権限を有しないことを知っていたか、これを有すると信じたことについて重大な過失があったというほかはない。Y1が本件各物件を即時取得する余地はないというべきである。

5 他の裁判例

(1) 東京地裁R2.3.23(金融法務事情2161号77頁)

建設機械の商取引は、リース契約又は長期にわたる割賦販売が多く、かつ、割賦販売の場合、代金完済時まで、当該機械の所有権を売主に留保する所有権留保特約付きの契約で

あることが多いとされるところ、本件各機械は、いずれも売買代金が1000万円を超える相当高額な建設機械であったのであるから、古物商として相当期間の営業経験を有する被告は、本件各機械について、Aがリース契約又は長期にわたる割賦販売を利用していることを認識していたものと認められる。

本件各売買の売買価格は、国内の取引価格より1~2割程度安いものであったところ、中古の建設機械については、取引市場が相当程度に整備されているのであるから、Aが正常な取引により本件各機械の完全な所有権を取得しながら、あえて国内の取引価格より安い価格で被告に多数の建設機械を売却すべき合理的な理由は見出しがたい。被告は本件各機械の具体的な国内の取引価格まで認識していたかはともかく、本件各売買の売買価格が国内の取引価格よりも安いことを認識していたのであるから、この点は、被告において、Aが本件各機械の所有権を有しているかについて、疑念を抱くべき事情であるといふことができる。

被告は過去に、所有者がリース会社であることを示すシールが製造番号のプレート付近に貼付された状態の建設機械を購入した経験があり、被告の中古の建設機械の取引経験に照らしても、建設機械には製造番号のプレート付近に所有者が誰であるかを示すシール当が貼付されることがあることについては十分に認識していたと認められる。売買当時、各機械の操縦席の前方下部の製造番号プレートの下には、原告が所有者であることを示すシールがあること又はシールをはがした跡があることを認識していたのであるから、この点は、被告において、Aが本件各機械の所有権を有しているかについて、疑念を抱くべき事情であるといふことができる。

その他、被告とAとの売買が急増する中、国内の取引価格より安価な本件各売買が続いていること、被告が(一部の)機械の引渡しを受ける前の時点で、Aが被告に売却した別件ブルドーザーについて引き渡しを受けられない事態が生じていたことを併せ考慮すると、被告はAから本件各機械の引渡しを受ける時点で、Aが本件各機械の所有権を有しているかにつ

いて疑念を抱くべきであったといふことができる。

(2) 東京地裁R1.6.12判決(Westlaw)

高額な新車の建設機械についてはリース契約等が利用される割合が高く、そのことは中古建設機械の売買等を業とする被告も認識していたと認められる。

本件機械は、本件売買時、製造から約1年5か月しか経過しておらず、新車時のリース料総額が1749万円・本件売買代金が1620万円と高額な建設機械であるから、被告においては、本件機械についてリース契約等が利用されたことを認識していたと推測される。

本件機械の製造時期・価格を前提とすると、被告としては、本件売買に当たって、(前主)Aが本件機械をリース契約等で購入していないかどうか、リース期間や残リース料の有無(割賦販売であれば残債務の有無)について、Aに説明及び同説明を裏付ける契約書等の資料の提供を求め、又はメーカーに問い合わせる等して、Aからの説明内容を客観的な資料に基づいて確認すべき義務があるといふべきである。

(3) 東京地裁H30.9.18判決(Westlaw)

建設機械の売買契約は所有権留保特約付きの割賦販売契約によることが取引の通例となっており、このことは本件油圧ショベルのような1台の単価が360万円程度の建設機械についても異なるところはないといえる。

中古建設機械の売買を業とする者は、建設機械が所有権留保特約付きで売却される可能性が高いことや、建設機械が売買される際にはメーカーの発行する譲渡証明書を付けて取引されることを了知している。

本件油圧ショベルは製造から2年程度の比較的新しい機械であることから、所有権が留保されているという事態も十分想定されるところである。

被告は、本件油圧ショベルを買い受けるに当たり、所有権留保の有無及び残債務の有無について客観的資料をもって確

認したり、譲渡証明書を確認する又は製造業者は販売店に問い合わせるなどして、本件油圧ショベルの所有権の所在を調査する義務を負っていたというべきである。

(4) 東京地裁H29.10.30判決(判例秘書)

本件ショベルの車体外部側面及び内部運転席下部には、本件ショベルが割賦販売物件であり、所有者は原告であることや、割賦弁済終了日が平成32年9月27日であることなどが記載されたシールが貼付されていることから、被告は本件ショベルの引渡を受ける際に、本件ショベルの所有者が原告であることを容易に認識した。

また証拠によれば、高額の建設機械の商取引においては長期の割賦販売の方が利用され、代金完済までの間は売主に所有権が留保されることが多い事実が認められる。そして、被告は、車両及び荷役機械等の販売、レンタル及びリース業等を目的とする株式会社であることからすれば、本件ショベルのような高額(税込み約1111万円)の建設機械の商取引において所有権留保特約付きの割賦販売方式が利用されることが多いという事情を知悉していたと考えられる。

それにもかかわらず、被告が本件ショベルの譲渡を受けるに当たり、本件ショベルの所有者や代金完済の有無について確認するなどした事情は窺われない。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

 【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】